

スチュワードシップ活動報告（2020年度）

当社は、2014年8月、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し受入れを表明しており、日本版スチュワードシップ・コードに関する方針を定めました。当該方針に則り実施した2020年度（2020年7月から2021年6月末）における議決権行使結果と対話活動の結果、およびスチュワードシップ責任を果たすために行った活動の評価をお知らせします。

なお、当社では国内上場株式および国内債券の運用を運用会社へ委託しています。

1. 議決権行使結果

当社の保有する国内上場株式について、2020年7月から2021年6月末までに開催された株主総会において下記のとおり議決権を行使しましたのでお知らせ致します。

(1) 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

議案		件数	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	749	736	13	0	0
	監査役の選解任	56	53	3	0	0
	会計監査人の選解任	2	2	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	51	50	1	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	1	0	1	0	0
資本政策に関する議案	剰余金処分案等	56	56	0	0	0
	組織再編関連	2	2	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0
	その他資本政策に関する議案	0	0	0	0	0
定款に関する議案		21	17	4	0	0
その他の議案		0	0	0	0	0
合計		938	916	22	0	0

(2) 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	件数	賛成	反対	棄権	白紙委任
合計	15	2	13	0	0

取締役選任、監査役選任の複数候補者の選任においては、個別に賛成反対を集計しています。

(3) 個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果

別紙の議決権行使結果の個別開示（2020年7月-2021年6月）をご参照ください。

(4) 主な反対事例

- 取締役選任議案において、導入や再認に株主の承認を要しない恒久的な買収防衛策を採用している会社に対し代表取締役の再任に反対した。
- 取締役選任議案において、独立性基準を満たさない候補者の再任に反対した。

- ▶ 定款の一部変更議案において、株主に相談することなく、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を恒久的に開催可能とすることについて、深い議論が求められる状況において会社と株主の間の有意義な意見交換が妨げられる可能性があることを懸念し、反対した。

2. 対話活動の結果

当社は投資先企業の企業価値の増大、持続的成長を促すための対話を行い、中長期的なリターン拡大につなげて、保険契約者に対する確実な保険金等のお支払いを支えていく方針です。2020年度においては、主に以下の観点から、運用委託先を通じて投資先企業（投資候補を含む）と対話を実施しました。

<国内株式>

対話の種類	件数
状況把握に関する対話	199
成長戦略に関する対話	198
資本政策に関する対話	191
事業変化対応に関する対話	192
ESGに関する対話	181
総対話件数	961

※対話は面談、電話、オンラインを通じて実施。また、総対話数は一度で複数種類の対話を含む。

<国内債券>

対話の種類	件数
総対話数	1,080
上記のうちESGに関する対話	155

※対話は面談、電話、オンラインを通じて実施

<主な対話内容>

- ▶ 安定した株主還元について
中期経営計画に「安定配当継続」と示しそれを実践しており、投資家の評価を得ている企業に対し、次期計画においても、「安定」に対する具体的なコミットメントを示して欲しい旨要望した。
- ▶ 企業の事業戦略について
主力商品の特許が切れる次期中期経営計画において、売上を補う戦略について、また株主還元について踏み込んだ内容を示してほしい旨を要望した。
- ▶ ESGの取組について
経済産業省による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定を受け、いち早く2050年のカーボンニュートラル目標を宣言したことを評価している一方、温室効果ガス排出量の削減目標を個社ベースで公表せず、業界目標への対応のみとしている点について、業界の特殊性を考慮したうえで議論し、改善を要望した。
- ▶ 事業環境変化への対応、ESG評価会社との対話の重要性について
5ヵ年計画をコロナウイルス感染が収束したタイミングで発表する予定の企業に

対し、事業環境変化を受けた今後の経営の方向性について、マネジメントから投資家にはっきり示すことが重要である旨を指摘。また、ESG評価会社との対話状況について、ESGへの取り組みを評価会社に正しく評価してもらうことの重要性を伝えた。

▶ グリーンボンド発行について

グリーンボンド発行に際し、当該債券の対象プロジェクトについて、環境性能にかかる第三者認証、今後のレポーティング体制などについて確認を行うとともに、環境対応コストの物件入居企業への転嫁状況などについてディスカッションを実施した

3. スチュワードシップ責任を果たすために行った活動の評価

当社は国内上場株式および国内債券の運用を外部に運用委託しています。

委託先のスチュワードシップ活動について、投資先企業との対話および議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値の増大、持続的成長を促し、最終的に当社のお客様の利益となるよう活動したことを評価しています。

以上